

改訂前			改訂後	新計画項	備考
第 1 節 災害予防計画			第 1 節 災害予防計画		
第 3 放射線モニタリング体制の整備			第 3 放射線モニタリング体制の整備		
市は、県をはじめ防災関係機関と連携し、放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線量測定器 <u>及び検出器等を整備</u> するものとする。			市は、県をはじめ防災関係機関と連携し、放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線量測定器 _____ を <u>設置</u> するものとする。		
本市 <u>で整備し</u> ている計測機器			本市 <u>内に設置され</u> ている計測機器		
種 類	名 称	備 考	種 類	名 称	備 考
空間線量計測機器	<u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u> <u>(TCS-172B)</u>	大気の放射線量の測定	空間線量計測機器	<u>固定観測局（福島及び隣接調査用）</u>	大気の放射線量の測定
<u>放射線物質検査</u>	<u>NaI シンチレーションスペクトロメータ</u> <u>(CAN-OSP-NAI)</u>	<u>農畜産物や水道水等の放射性物質の検査</u>	_____	_____	_____
	<u>ゲルマニウム半導体検出器</u> <u>(GC2020))</u>			_____	_____
				_____	_____
				_____	_____
				_____	_____